別添64　尾灯の技術基準	別添64　尾灯の技術基準
1.～3.10.　（略）	1.～3.10.　（略）
3.11.　非交換式のフィラメント光源を有する尾灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。	（新設）
4.～4.1.2.1.　（略）	4.～4.1.2.1.　（略）
4.1.2.2.　いずれの尾灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	4.1.2.2.　いずれの尾灯も、別紙２に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4.1.2.3.～別紙２　（略）	4.1.2.3.～別紙２　（略）
別添65　後部霧灯の技術基準	別添65　後部霧灯の技術基準
1.～3.5.3.　（略）	1.～3.5.3.　（略）
3.6.　非交換式のフィラメント光源を有する後部霧灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。	（新設）
4.～4.3.　（略）	4.～4.3.　（略）
4.4.　複数の光源を有する後部霧灯の場合、その取扱いは以下によるものとする。	4.4.　複数の光源を有する後部霧灯の場合、後部霧灯は、いずれか１つの光源が正常に作動しなくても最小光度要件に適合し、すべての光源が点灯する場合の最大光度は、最大光度要件を超えてはならない。
4.4.1.　その光源の全てが直列接続された後部霧灯については、その光源を１つの光源とみなす。	
4.4.2.　いずれの後部霧灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	
4.5.～別紙　（略）	4.5.～別紙　（略）
別添66　駐車灯の技術基準	別添66　駐車灯の技術基準
1.～3.6.3.　（略）	1.～3.6.3.　（略）
3.7.　非交換式のフィラメント光源を有する後部霧灯にあっては、ＩＥＣ規格60809第３版の規則4.11.に適合するものであること。	（新設）
4.～4.1.2.　（略）	4.～4.1.2.　（略）
4.1.3.　複数の光源を有する駐車灯の場合、その取扱いは以下によるものとする。	4.1.3.　単一の装置が２個以上の光源を持つときは、光源のいずれか１つが機能しない場合であっても、当該装置は最小光度に適合しなければならず、かつ、全ての光源が点灯される場合であっても最大光度要件を超えてはならない。この場合において、直列に接続されたすべての光源は、１つの光源とみなす。
4.1.3.1.　その光源の全てが直列接続された駐車灯については、その光源を１つの光源とみなす。	
4.1.3.2.　いずれの駐車灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	
4.2.～別紙２　（略）	4.2.～別紙２　（略）